

ごみ減量をさらに推進するための
区民の取り組みと仕組みづくり

(答 申)

平成 1 9 年 4 月

品川区廃棄物減量等推進審議会

— 目 次 —

答申にあたって	2 頁
第 1 章 ごみの減量が求められる背景	3 頁
1 . 1 人あたりのごみ量、可燃・不燃ごみ および資源の推移	3 頁
2 . ごみ・資源処理経費推移	4 頁
3 . 埋立て処分場の現状	5 頁
4 . 3 R の推進に向けて	5 頁
第 2 章 ごみ減量をさらに推進するための 区民および事業者の取り組み	6 頁
1 . 区民によるごみ減量等の取り組み	6 頁
2 . 事業者によるごみ減量等の取り組み	9 頁
第 3 章 ごみ減量をさらに推進するための行政の施策	11 頁
1 . 区民に対する行動を促す仕組み	11 頁
2 . 事業者に対する行動を促す仕組み	13 頁
第 4 章 まとめ	14 頁

答申にあたって

品川区は、平成 12 年度の清掃事業の移管以降、ごみの各戸収集や資源回収の充実など、様々な区独自の取り組みを実施してきました。この間、人口や世帯が増加する中でも区民の排出するごみ量が減少するなど、分別やごみ減量に対する意識も高まっています。

しかしながら、減少傾向にありながらも年間 8 万トンを超えるごみが排出されており、東京湾内では最後とも言われる最終処分場の延命化を図ることや、ごみや資源の収集・中間処理にかかる膨大なコスト・エネルギーを考えると、さらなるごみの減量は重要な課題となっています。

そのためには、循環型社会形成推進基本法に定めるごみの発生抑制（リデュース）・再利用（リユース）・再生利用（リサイクル）の推進に向けて、一人ひとりの区民やすべての事業者が、一層の努力をしていく必要があります。

このような中で本審議会は、平成 17 年 9 月 30 日に品川区長から「ごみ減量をさらに推進するための区民の取り組みと仕組みづくり」について諮問を受けました。この諮問に対し、本審議会では、ごみの排出状況や収集・処理の現状を分析したうえで区民や事業者がそれぞれの立場から取り組むべき姿や、実現していくための仕組みについて検討を行い、その中で各委員から出された意見を本答申に取りまとめたものです。

本答申を踏まえ、区民や事業者がごみ減量に向けての取り組みを進めるとともに、区は積極的な啓発活動や区民や事業者の具体的行動の推進に向けての条件整備を行うことで、「資源循環型都市しながわ」の実現につなげていくことを期待します。

平成 19 年 4 月

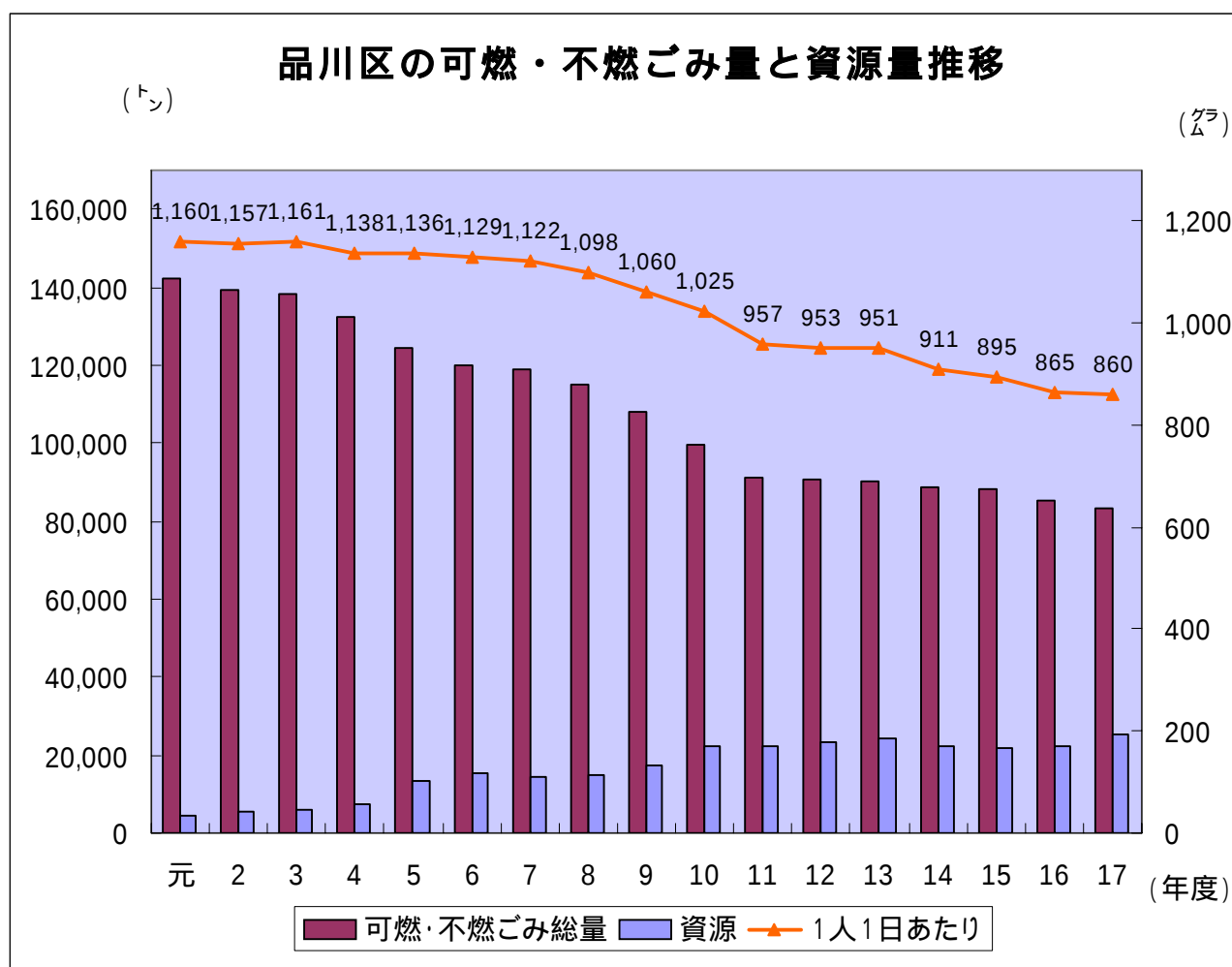
品川区廃棄物減量等推進審議会

第1章 ごみの減量が求められる背景

1 1人あたりのごみ量、可燃・不燃ごみおよび資源の推移

品川区のごみ量は、可燃、不燃ごみを合わせ平成元年度の約14万トンをピークとして、平成17年度までに6万トン程度の減少となっている。これは、資源回収の品目拡大やごみの各戸収集等の効果によりごみ量が減少したものといえる。しかし、依然として、資源回収量は、増加しているものの、可燃、不燃ごみを合わせると8万トンを超えるごみが排出されており、さらなるごみ減量が今後も引き続き重要な課題である。

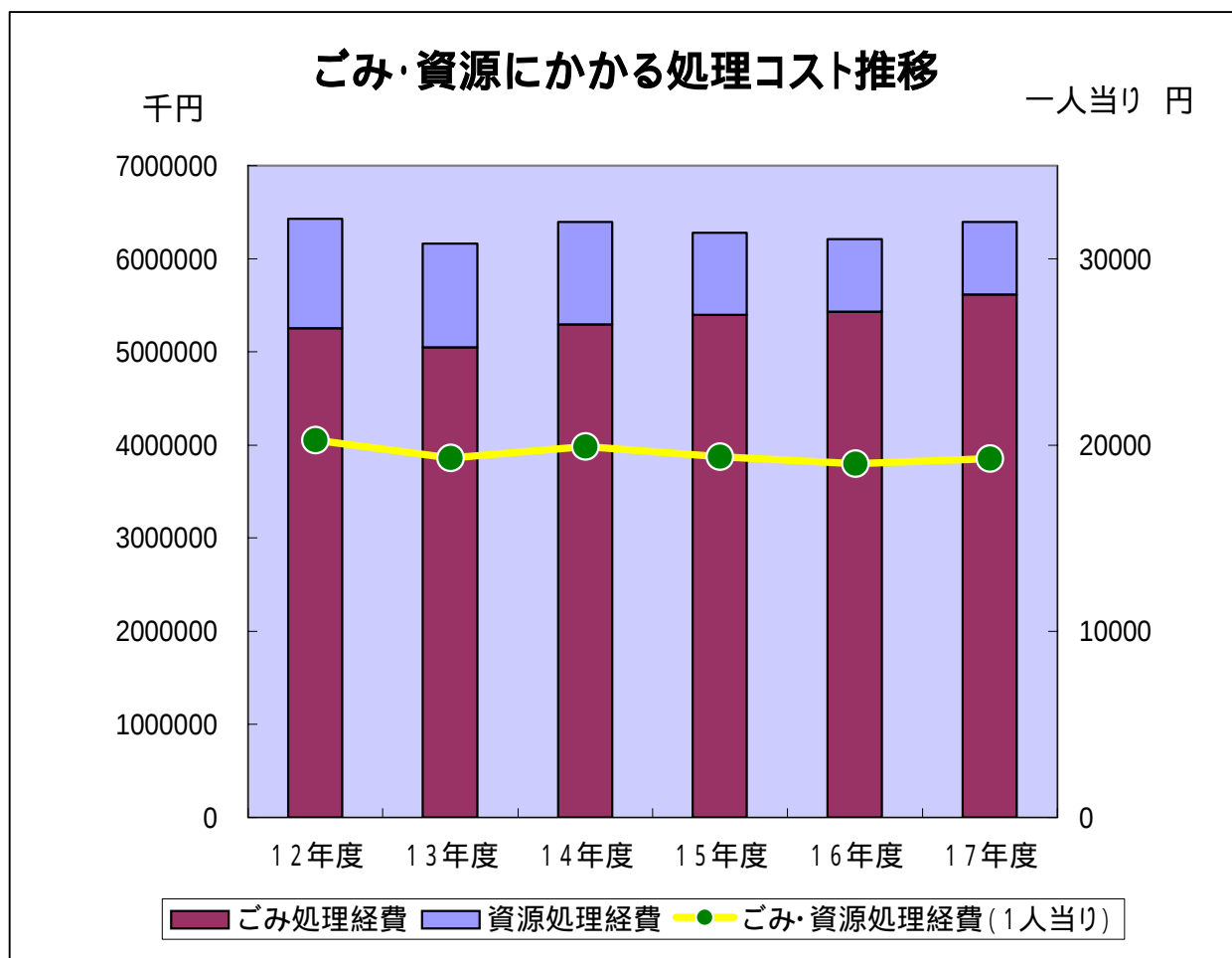
図1



2 ごみ・資源処理経費推移

品川区のごみ・資源の処理経費は、過去6年間をみても年間60億円以上の経費がかかっており、区民一人あたりでみると年間約2万円となる。また、ごみ1kgあたりの回収処理経費は約56円（平成16年度実績、23区平均）となる。また、区の資源の処理経費（平成17年度）は、古紙は約31円/kg、びんは約46円/kg、ペットボトルは約146円/kg、缶は約134円/kgとなっており、資源物によっては、ごみよりも高い単価となるなど、廃棄物の処理には大きなコストがかけられている。

図2



3 埋立て処分場の現状

現在 23 区のごみの最終処分をしている新海面処分場は、東京湾域に設置できる最後の最終処分場であり、今後、新たな最終処分場を確保することは、極めて困難な状況である。最終処分場を管理運営している東京都によれば、平成 16 年度末の最終処分場の残余容量は 4,015 万 m³ であり平成 16 年度埋立て実績量 (139 万 m³) で試算すると、最終処分場を使用できる期間は約 30 年余りとされている。したがって、限りある最終処分場を 1 日でも長く使用するため、品川区を含めた 23 区においては、一層のごみの減量をめざして、区と区民、事業者が連携・協力していく必要がある。

4 3R の推進に向けて

以上のように、年間 60 億円を超えるごみや資源の処理経費を抑制していくことや最終処分場を次世代まで延命していくためには、さらなるごみ減量を推進することが必要である。そのためには、区の施策の充実を図る一方で、国や都レベルでの対応を働きかけるとともに、区民や事業者が自ら進んでごみ減量およびリサイクルの徹底に取り組むことが肝要である。また、それらの取り組みを推進していくための具体的な仕組みづくりが不可欠である。そのためには一人ひとりの区民が各家庭や地域において、また事業者が製造・販売等のプロセスや事業所内において、リユース・リデュース・リサイクルの 3R 推進の取り組みを着実に実行していく必要がある。

第2章 ごみ減量をさらに推進するための区民および事業者の取り組み

減少傾向にはあるものの依然として8万トンを超える可燃・不燃ごみ量が排出されており、その処理に必要な莫大な経費を削減し東京湾最後の最終処分場の延命を図るためには、区民や事業者がそれぞれの立場や状況に応じた、ごみの減量に積極的に取り組むことが必要である。本章では区民による望ましい行動を「家庭におけるごみ減量等の取り組み」と「地域での減量等の取り組み」に、事業者による望ましい行動を「製造、販売事業者としての取り組み」と「事業所内や地域におけるごみ減量の取り組み」に大別して整理した。

1 区民によるごみ減量等の取り組み

区民一人ひとりが各家庭の状況やライフスタイルに、世帯、家族構成や居住形態に合わせて、ごみ減量行動を実践することが重要である。また個人の取り組みとともに地域における組織的な取り組みにより、ごみ減量やリサイクルの一層の推進を図っていく必要がある。

(1) 家庭におけるごみ減量等の取り組み

ごみにならないような適正量の購入

日常の買い物の際には、食材など必要なものを必要な量だけ購入する習慣を身につけることでごみの発生抑制につなげる。また、家で食べる弁当などでは、自宅で自分の箸を使用し、割り箸などの必要ない物はもらわない。

環境に配慮した製品の利用

品物を買うときは、リサイクル製品、詰め替え用など廃棄物が出にくい製品、修理が容易である等、環境に配慮した製品をできるだけ購入する。

買い物袋の持参の徹底

買い物には、必ずマイバックを持参し、ごみとなるレジ袋をもらわないようにする。また、外食時には、割り箸をやめマイ箸を持参するなど出来ることから勇気をもって実践する。

エコクッキングの実践

食材をごみとしないように、料理の手順を工夫するなどし、食材を無駄なく使用する「エコクッキング」を実践する。また、食材の管理を行ない、「消費期限」切れによる廃棄がないように心がける。

生ごみの減量の徹底

家庭の生ごみを減らすために、生ごみの水分を取り除くことにより生ごみの重量が約 20 % 減少すると言われている。そのために水切りネットなどを利用し生ごみの水切りを徹底する。さらに、生ごみ処理機などを活用し、生ごみの減量化を図る。

リユース・リサイクルの徹底

繰り返し使用できる一升びんやビールびんなどのリターナブル製品をできる限り利用する。さらに、不要になった家具や贈答品、衣類などは、ごみとして出すのではなく、リサイクルショップやフリーマーケットなどを利用し、リユースを実践する。衣類や本などでリユースができない場合でも、地域の集団回収、区のリサイクル回収、事業者等でのリサイクル回収を利用し、リサイクルを徹底する。

修理・修繕の推進

自転車や電気製品などの耐久製品は、壊れたからといって、すぐにごみに出すのではなく、修理・修繕するなどし、安全確認のうえ出来るだけ長く使用する。

ごみと資源の分別の徹底

平成 16 年度の一般廃棄物排出実態調査によれば、可燃ごみ中の資源の混入率は 23 %、不燃ごみ中の資源の混入率は 33 % となっている。資源としてリサイクルできるものが無駄にならないように分別の徹底を図り、ごみの減量を推進する。

我が家のごみ減量・リサイクル計画の作成

家庭におけるごみ減量の必要性やリサイクル方法などを、ごみ減量のイベントや環境教室などに積極的に参加し、ノウハウや実践例を学ぶ。その

うえで実際の買い物等を想定した例などで、具体的な実践方法などについて話し合いをすすめ、各家庭のごみ減量目標や計画をたて、実行することが大事である。

(2) 地域での減量等の取り組み

資源の集団回収への参加

資源回収をさらに推進するため、町会や自治会など地域で実施している集団回収に積極的に参加し協力する。集団回収を行っていない地域においては、新たに集団回収を実施するよう働きかける等、区民による自主的な資源回収の拡大を図る。

フリーマーケットや不用品交換会の開催

各家庭で不要になったものをごみとして処分するのではなく、再利用できるものは、不用品の交換の場として、フリーマーケットや不用品交換会などを地域の人々や仲間達と開催し、リユースを進めていく。

地域のごみ分別の徹底および不法投棄防止

町会・自治会や減量等推進員と協力し、地域のごみ分別の徹底や街の美化をそこなう不法投棄防止の啓発活動を、祭りや各種イベントの時に行之、年齢を問わず地域ぐるみの活動としていくことが大事である。

環境・ごみ減量を考えたイベントの開催

地域の「クリーン大作戦」などの美化活動の中で環境・ごみ減量を考える。また、お祭りなどのイベントでは、使い捨て容器でなく、容器を回収・再利用するなどし、ごみを出さない工夫をする。

ごみ減量などの実施例の実践

独自のごみ減量のノウハウを熟知・実践している人を招いて講習会を開催するなど、新しい取り組みを多くの区民に普及させていく。たとえば、E M菌等を使ったコンポストによる生ごみの減量などが考えられる。

〔 E M菌とは、有用微生物群 (Effective Micro-organisms) 〕

学校等でのごみ減量・リサイクル啓発活動の推進

制服を次の学年にリユースできる制度を設けるなど、学校を通じてのごみ減量活動や学校を通じて児童・生徒や家庭への意識・啓発を推進していく。

2 事業者によるごみ減量等の取り組み

事業者によるごみ減量等の取り組みには、いわゆる「拡大生産者責任」に基づく製造、販売等の事業活動での取り組みと自らのごみ減量や従業員への意識啓発など事業所としての取り組みが考えられる。

(1)製造、販売事業者としての取り組み

簡易包装等の推進など

店舗等で品物を販売するときは、過剰包装をしないなどごみを出さない売り方を心がける。また、トレイ等の容器を削減するためには、野菜などのばら売りの出来るものや味噌などのはかり売りのできるものは積極的に容器包装を使わない販売方法を実施する。また、レジ袋、包装および弁当の箸などは、購入者に必要かをたずね不要品とならないようにする。

製造、販売品のリサイクル化の推進

製造業などにおいては、リサイクルがしやすい製品の製造とともに、製品の梱包材等の減量に努める。また、販売する場合にも、再生部品や素材を多く使用した製品やリサイクルが容易な製品などの取り扱いを心がける。

事業者回収の徹底

自ら製造した製品や販売した製品については、廃棄物となる場合には、店頭などでの回収ボックスの設置や配達時に不用品を回収するなど、事業者による回収を推進する。

ポイント還元制の拡大

買い物時に、ごみ減量行動にポイントを付与し、ポイント数に応じて、品物・金券等に交換できるポイント還元制によるごみ減量の仕組みを構築する。具体的には、マイバック持参者にポイントを付与する店舗を拡大し、品物購入者のごみ減量意識を高めていく。同様に、飲食店においてもマイ

箸持参者にポイント還元制を導入していく。

(2)事業所内や地域におけるごみ減量の取り組み

ごみ減量等の地域活動への参加

地域で開催されるごみ減量活動や環境イベントなどに従業員等を積極的に参加させるなどし、地域ぐるみのごみ減量の推進に努める。

修理技術など長年培った技術の地域還元

修理修繕などの技術や事業活動を通じて取得したごみ減量やリサイクルの知識・ノウハウを、地域で開催される環境・ごみ減量イベントや学校等でのごみ・リサイクル啓発活動に活用していく。

事業所内でのごみ減量とリサイクルの徹底

各事業所においては、従業員へのごみ減量、リサイクル教育等の啓発活動を実施し、ごみの減量および資源回収をさらに徹底する。

また、事業所内から排出されるごみは、コスト面から一層ごみ減量の意識がされやすいように一般廃棄物業者に、処理委託するなど事業所の責任で処理する。

第3章 ごみ減量をさらに推進するための行政の施策

第2章で述べたように区民や事業者の望ましい取り組みを進めるためには、それを促進するための仕組みが必要となる。ごみ減量をさらに推進するためには、リターナブルびんの拡充等のごみの発生そのものを抑制する。さらに区民や事業者の就業形態、年齢、世帯、家族構成および居住形態などにあわせた行動の仕組みをそれぞれ具体的に推進していく手段・方法を作り上げるために、区は積極的に施策を展開していくべきである。

1 区民に対する行動を促す仕組み

(1) 家庭での取り組みの例

修理・修繕のできるお店の紹介

区民に修理・修繕のできる場所やお店の情報を提供してもらい、小冊子を作成し区施設等で配布するほか、インターネットを活用して紹介することにより広く区民に周知する。

ごみ・リサイクルQ & Aの作成

区民が知りたい、ごみの分別やリサイクルについての情報を、分かりやすいQ & Aの形にして、区民が主体となり作成する。その内容を区民に周知するため区のホームページ等で紹介を行っていく。

我が家のアイデアコンクールの開催

家庭でのごみ減量、リサイクル、エコクッキング等のアイデアを募集しアイデアコンクール等を開催し表彰することにより、新たなアイデアを生み出す励みとする環境づくりを行う。

ごみ減量・リサイクル講習会の開催

古くから行われていて忘れがちなごみ減量やリサイクルに関するいわゆる「おばあちゃんの知恵」をごみ減量・リサイクル講習会などで紹介する。また、伝承を継承し裾野を広げるため受講者を今後の講習会の講師ボランティアとしての育成に努めるなど継続的な運用の確立を図る。

普及啓発の充実

区民および事業者に、ごみ・環境の情報やお知らせ等が容易に取得できるよう広報紙やホームページ、ごみ・リサイクルカレンダーなどの広報媒体を充実していく。また、「ごみの日お知らせメールサービス」など新たなメディアを積極的に活用することも必要である。

(2) 地域での取り組みの例

集団回収の推進

集団回収がより活発になるよう、優秀な団体の表彰制度の工夫や団体同士の情報交換の場を設置する。また今後、大量退職を迎える団塊世代の活力ある人々を集団回収活動への参加を促進するため、集団回収制度や活動団体の周知を充実していく。

フリーマーケットの開催・支援

地域におけるフリーマーケット情報の周知について充実を図るとともにフリーマーケットの開催が活発になるよう支援を行う。

廃棄物減量等推進員制度の促進と伝承ボランティア制度の制定

廃棄物減量等推進員が地域においてごみ減量の役割をより積極的に果たせるよう研修や意見交換の場の充実・工夫が求められる。また、リユースに役立つ修理の技術の伝承や環境・ごみ減量に有益な昔ながらの工夫を伝えるボランティアの仕組みづくりを進める。

まつりなどのイベントでのリユース食器の利用促進

まつりなどのイベントでの使い捨て食器の使用を抑制するため、リユース出来る食器（カップ・皿など）の貸し出し制度の活用や、区の関るイベントでは容器のリユース・リサイクルの徹底を図るなど新たな仕組みづくりを検討する。

ワンルームマンション等の単身世帯への啓発の促進

ごみや資源の排出の実態から、単身世帯やワンルームマンションに入居している世帯の、ごみに関する意識が概して低いものと思われる。したがって入居時に不動産業者や管理会社等の団体を通じて、入居者等に対する

ごみや資源の分別を周知したり、入居後も排出方法を確認するシステムを構築する。

2 事業者に対する行動を促す仕組み

(1) 事業者としての取り組みの例

情報交換の場の設置

スーパーマーケットなどの店舗同士や事業所間で、製造・販売の中でのごみ減量の実施例やリサイクル活動例などを、事業者間で情報交換できる場を設定していく。

区民、事業者、区の連携・協働の強化

例えばリターナブルびんの利用・回収を促進するための情報交換の場として、区民や製造・流通・販売事業者および区による連絡会を設置し、連携・協働の強化を図ることで事業者のごみ減量行動の促進を図る。

ごみ減量などに成果をあげた事業者の表彰

創意工夫によりごみ減量やリサイクル等に顕著な成果をあげた事業者の表彰制度を設け、他の事業者の模範とするとともに、事業者のごみ減量行動の励みとする。

(2) 社内・地域での取り組みの例

ごみ減量講師派遣

企業や従業員のもつごみ減量のノウハウを地域に活かす。具代的には、企業・事業所・商店などでのごみ減量やリサイクルの実践例や修理のノウハウを有する方を講師として派遣するシステム作りを行っていく。

排出指導の徹底

事業所へのごみの排出指導を徹底するとともに、たとえば、事業者間の連携による効率的で負担の少ない資源回収方法等についての情報提供を区が行う。区による収集を利用している場合は、有料ごみ処理券の適正貼付とともに、ごみや資源の事業者による自己処理責任の認識を浸透させ、民間事業者による回収への移行を図っていくことも必要である。

第4章 まとめ

さらなるごみの減量を推進するためには、区民においては、日々の生活の中でできる取り組みを一人ひとりが実践するとともに、資源の集団回収やリサイクルのイベントを実施するなど、地域や組織的な取り組みを行う。また事業者においては、生産、流通、小売等の事業活動中でのごみ減量やリサイクル活動を進めるとともに、事業所内のごみ減量や社員への意識啓発を実施するなど、それぞれの立場から具体的な行動に取り組むことが重要である。

そして、そのような具体的行動を促すためには、品川区が必要な条件整備や情報の提供などの仕組みづくりを行い、行政、区民、事業者相互の連携と各々の役割分担において行動を促進していくことが不可欠と考える。

本審議会の答申を踏まえ、「資源循環型都市しながわ」の実現に向け、ごみの発生抑制（リデュース）・再利用（リユース）・再生利用（リサイクル）を着実に実行し、一人ひとりの区民やすべての事業者が、一層の努力をされることを期待する。